

川越市観光案内所等運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問と回答

No.	質問の内容	質問箇所	回答
1	川越駅観光案内所の適用施設が東武東上線川越駅改札脇（JR川越線川越駅改札内も含む）と記載がありますが、JR川越線川越駅改札内における観光案内の営業時間は東武東上線川越駅改札脇に準じますか。	別記川越市川越駅観光案内所運営業務特記仕様書P1-2	JR川越線川越駅改札内における観光案内の営業時間は毎日午前10時から午後1時までとします。
2	仲町観光案内所物販行為の範囲として、例えば、たこ焼きなどの実演販売や生ものなどの販売等の制限はありますか。	別記川越市仲町観光案内所運営業務特記仕様書P3-5-(4)	食料品を販売する条件として、火器使用は禁止とし、調理や加工が済んだ商品のみを対象とします。また、関係法令を遵守し、必要な届け出を遺漏なく行うこと。詳細については、優先交渉者選定後、契約締結までに本市と協議し、決定するものとします。
3	川越駅観光案内所および本川越駅観光案内所での物販について、仕様書以外の提案は出来ないと解釈して良いでしょうか。	別記川越市川越駅観光案内所運営業務特記仕様書P3-6-(3)および別記川越市本川越駅観光案内所運営業務特記仕様書P3-5-(3)	お見込みのとおりです。
4	企画提案書には「仲町観光案内所におけるデジタルサイネージ案」とあるが、仲町のみで良いのでしょうか。	(様式5) 企画提案書 2 観光案内の実施方法	別紙「川越市観光案内所等運営業務委託公募型プロポーザル正誤表」のとおり、企画提案書に記載の内容を訂正します。企画提案書には、本川越駅観光案内所及び仲町観光案内所におけるデジタルサイネージ導入案を記載してください。
5	納税証明書は国税・県税・市税すべての提出が必要でしょうか。		市税の納税証明書のみ提出してください。
6	プロポーザル実施要領4頁の(1)提出書類の⑮「履行事項(全部)証明書(写し)」とありますが、「履歴事項全部証明書」の写しでよろしいでしょうか。	実施要領P4-第3-1-(1)	別紙「川越市観光案内所等運営業務委託公募型プロポーザル正誤表」のとおり、実施要領に記載の内容を訂正します。提出資料においては「履歴事項(全部)証明書(写し)」を提案してください。
7	「別記 川越市本川越駅観光案内所運営業務特記仕様書」の2頁および「別記 川越市仲町観光案内所運営業務特記仕様書」の3頁における「デジタルサイネージの導入及び運用」の中で、「公益社団法人小江戸川越観光協会公式のウェブサイトで利用しているコンテンツを利用するなど」とありますが、デジタルサイネージのコンテンツを取り扱うにあたり、必ず使用しなければならないのでしょうか。	「別記川越市本川越駅観光案内所運営業務特記仕様書」P2-5-(2)および「別記川越市本川越駅観光案内所運営業務特記仕様書」P3-5-(3)	デジタルサイネージで取り扱うコンテンツについて、「公益社団法人小江戸川越観光協会公式のウェブサイトで利用しているコンテンツ」は必ず使用しなければならないものではなく、あくまで一例です。なお、他団体のコンテンツを使用する場合は、受注者からコンテンツの提供元に許諾を得ることを利用の前提とします。
8	「本件業務において新たに制作されたコンテンツの著作権は発注者に帰属する。」とありますが、著作権を貴市に譲渡することになるのでしょうか。		お見込みのとおりです。
9	デジタルサイネージはレンタルではなく、購入しなければならないのでしょうか。		デジタルサイネージの導入において、関連機器は購入するものとします。なお、当該関連機器の購入は本件業務に含まれます。その購入費は本市がお支払いする委託料に含まれますので、関連機器の所有権は本市に帰属することに注意してください。